

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	予防接種に関する事務(子ども) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

人吉市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

特記事項

なし

評価実施機関名

熊本県人吉市長

公表日

令和5年5月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務(子ども)
②事務の概要	<p>・予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく予防接種の実施に関する事務及び予防接種による健康被害救済給付に関する事務を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①対象者への接種勧奨、個別通知、医療機関での予防接種の実施、医療機関への接種委託料の支払い、接種記録の管理・保管、統計処理を行う</p> <p>②予防接種による健康被害が発生した場合の給付請求の申請事務</p>
③システムの名称	Acrocity、健康管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 10の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報の照会)16の2、17、18、19の項(情報の提供)行わない</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(情報の照会)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2(情報の提供)行わない</p> <p>3 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年人吉市条例第32号)第4条第2項 別表第2(情報の照会)32の項(情報の提供)行わない</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保健センター
②所属長の役職名	保健センター所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>人吉市役所 健康福祉部 保健センター 母子保健係 〒868-0072 熊本県人吉市西間下町字一本杉118番地1 電話0966-24-8420</p> <p>人吉市役所 総務部 総務課 法制係 〒868-8601 熊本県人吉市西間下町字永溝7番地1 電話0966-22-2111(代表)</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	人吉市役所 健康福祉部 保健センター 母子保健係 〒868-0072 熊本県人吉市西間下町字一本杉118番地1 電話0966-24-8420

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月16日	I 関連情報:4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携:②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報の照会)行わない(情報の提供)17、18、19の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(情報の照会)行わない(情報の提供)第13条	1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報の照会)16の2、17、18、19の項(情報の提供)行わない 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(情報の照会)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2(情報の提供)行わない 3 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年人吉市条例第32号)第4条第2項 別表第2(情報の照会)32の項(情報の提供)行わない	事後	様式の変更によるもの
平成30年3月16日	I 関連情報:7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求:請求先	人吉市役所 健康福祉部 保健センター 母子保健係 〒868-0072 熊本県人吉市西間下町7番地1 電話0966-24-8420 人吉市役所 総務部 総務課 法制係 〒868-8601 熊本県人吉市麓町16番地 電話0966-22-2111(代表)	人吉市役所 健康福祉部 保健センター 母子保健係 〒868-0071 熊本県人吉市西間上町2646番地1 電話0966-24-8420 人吉市役所 総務部 総務課 法制係 〒868-8601 熊本県人吉市下城本町1578番地1 電話0966-22-2111(代表)	事後	
平成30年3月16日	I 関連情報:8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ:連絡先	人吉市役所 健康福祉部 保健センター 母子保健係 〒868-0072 熊本県人吉市西間下町7番地1 電話0966-24-842	人吉市役所 健康福祉部 保健センター 母子保健係 〒868-0071 熊本県人吉市西間上町2646番地1 電話0966-24-8420	事後	
平成30年3月16日	II しきい値判断項目:1. 対象人数:いつ時点の計数か	平成27年12月28日 時点	平成30年3月16日 時点	事後	
平成30年3月16日	II しきい値判断項目:2. 取扱者数:いつ時点の計数か	平成27年12月28日 時点	平成30年3月16日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	I-5-②所属長の役職名	保健センター所長 淵上 麻美	保健センター所長	事後	様式の変更によるもの
令和1年5月31日	II しきい値判断項目:1. 対象人数:いつ時点の計数か	平成30年3月16日 時点	平成31年4月26日 時点	事後	
令和1年5月31日	II しきい値判断項目:2. 取扱者数:いつ時点の計数か	平成30年3月16日 時点	平成31年4月26日 時点	事後	
令和1年5月31日	IV リスク対策	—	新設	事後	様式の変更によるもの
令和2年3月31日	II しきい値判断項目:1. 対象人数:いつ時点の計数か	平成31年4月26日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	
令和2年3月31日	II しきい値判断項目:2. 取扱者数:いつ時点の計数か	平成31年4月26日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	
令和5年3月31日	I 関連情報-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	人吉市役所 健康福祉部 保健センター 母子保健係 〒868-0071 熊本県人吉市西間上町2646番地1 電話0966-24-8420 人吉市役所 総務部 総務課 法制係 〒868-8601 熊本県人吉市下城本町1578番地1 電話0966-22-2111(代表)	人吉市役所 健康福祉部 保健センター 母子保健係 〒868-0071 熊本県人吉市西間上町2646番地1 電話0966-24-8420 人吉市役所 総務部 総務課 法制係 〒868-8601 熊本県人吉市西間下町字永溝7番地1 電話0966-22-2111(代表)	事後	庁舎移転に伴うもの
令和5年5月8日	I 関連情報-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	人吉市役所 健康福祉部 保健センター 母子保健係 〒868-0071 熊本県人吉市西間上町2646番地1 電話0966-24-8420 人吉市役所 総務部 総務課 法制係 〒868-8601 熊本県人吉市西間下町字永溝7番地1 電話0966-22-2111(代表)	人吉市役所 健康福祉部 保健センター 母子保健係 〒868-0072 熊本県人吉市西間下町字一本杉118番地1 電話0966-24-8420 人吉市役所 総務部 総務課 法制係 〒868-8601 熊本県人吉市西間下町字永溝7番地1 電話0966-22-2111(代表)	事後	保健センター移転に伴うもの
令和5年5月8日	I 関連情報-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	人吉市役所 健康福祉部 保健センター 母子保健係 〒868-0071 熊本県人吉市西間上町2646番地1 電話0966-24-8420	人吉市役所 健康福祉部 保健センター 母子保健係 〒868-0072 熊本県人吉市西間下町字一本杉118番地1 電話0966-24-8420	事後	保健センター移転に伴うもの